

被害少年に対する継続的支援の実施について（概要）

（令和元年6月5日 鹿少第83号）

本通達は、被害少年の継続的な支援及びカウンセリングの実施に関し必要な事項を定めたものである。。

本通達の主な内容は、

- 継続的支援
- 実施責任者
- 実施要領
- 継続的支援実施上の配慮事項

等である。